

平成22年11月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年11月25日

○出席議員 16人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	11番 岩瀬義信君	13番 渡辺玄正君
14番 児安利之君	15番 水野正美君	16番 伊丹富夫君
17番 黒川民雄君		

○欠席議員 2人

12番 寺尾重雄君 18番 末吉定夫君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平輝夫君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
財政課長 藤江信義君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君 議事係長 大鐘裕之君

議事日程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第59号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第10号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開 会

平成22年11月25日（木） 午前10時00分開会

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は16人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成22年11月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（板橋 甫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（板橋 甫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において高橋秀男議員及び土屋 元議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第59号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第59号から議案第61号までの提案理由について説明をいたします。

本案につきましては、いずれも本年8月10日の人事院及び10月7日の千葉県人事委員会の勧告に準じました本市の職員等の給与の改定に関するものであり、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

初めに、議案第59号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合については2.15月から1.95月に改め、平成23年度からは6月の期末手当の支給割合については1.95月から1.9月に改め、12月の期末手当支給割合1.95月から2月に改め、合計3.9月に改正しようとするものであります。

次に、議案第60号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合を1.45月から1.3月に、勤勉手当の支給割合を一般職に準じ、0.7月から0.65月に改め、平成23年度からは年間の期末手当の支給割合を2.55月、勤勉手当の支給割合を1.35月に改め、合計3.9月に改正しようとするものであります。

次に、議案第61号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた、中高年齢層の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給割合等の改定、また職員の給与の支払いに係る規定の整備をしようとするものであります。その主な内容は、給料表の改定に伴い、給料月額が平均で0.07%の減、219円の減額となるものです。また、期末手当については、本年12月の支給割合を1.5月から1.35月に、勤勉手当については0.7月から0.65月に改め、平成23年度からは6月の期末手当の支給割合1.25月を1.225月に、勤勉手当の支給割合を0.7月から0.675月に、12月の期末手当の支給割合を1.375月、勤勉手当の支給割合を0.675月に改めようとするものであります。なお、期末手当、勤勉手当を合わせた年間の支給割合については3.95月であります。

このほかに、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる措置として、中高年齢者を対象に給与月額に100分の0.24及び該当月数を乗じて得た額に、6月に支給された期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を加えて得た額を本年12月の期末手当の額より調整しようとするものであります。55歳を超える職員の給与月額の減額支給につきましては、民間給与との格差等を考慮し、55歳を超え、7級職職員の給料の支給額を一定率で減額しようとするものであります。

なお、職員組合との協議は整っておりますことを申し添えます。

以上で議案第59号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） まず、議案第59号、議案第60号、議案第61号の提案理由を聞きましたが、この3議案について、全体として、市長の政治姿勢と申しますか、今回提案してきたところの寄って立つ考え方について、まずお聞きしたい。

その一つは、議案を見させていただくと、常勤特別職及び教育長の減額については、教育長は期末・勤勉、特別職は期末手当なわけですがけれども、一般職については期末・勤勉手当とあわせて給与にもわたっているわけですね。額が少ないとはいえ、あるいは減額率が少ないとはいえ、給与もさわっていると。これでいいのかということですね。今の社会経済状況を見て、民間との比較とこう申しますが、それでは逆に、好景気のときに民間と比較して、その水準に地方公務員の給与がそれにスライドして上がったのかということ、決してそういうことはなかったわけです。

今、本当に厳しい経済状況の中で、毎年のようにこういうふうに入勤で給与をカットすることについて、痛みを味わうんだしたら、特別職だって一緒に味わう必要があるのではないかと、逆にこれを認めたとしても。その辺、どう考えるのか。人事院勧告があったから、必ず本俸までもさわらなければいけないのか。

そういうことであれば、そういう一般職に対する入勤に倣って特別職も減額していくのだというならば、何で市長とか、あるいは副市長とか、教育長の給与なり、あるいは報酬なりを、率はいろいろあるでしょうけど、下げていくという考え方に立たないのか、こういうことのお考えをまずお聞きしたい。

私に言わせれば、百歩譲って、期末手当なり勤勉手当、そういう手当をおしなべて減額するというのを認めれば、職員の本俸は別にさわらなくてもいいじゃないかという気がするんですけど、そういう点ではどうなのか。ほかとの比較と申しますが、県の職員の平均給与と勝浦市の一般行政職の平均給与を比較しても、県は平均、月額41万2,186円です。勝浦市の場合、32万1,491円ですから、9万円余りの格差がそこに既にできているわけですね。だから、そういう点で県との比較をすれば、本来、勝浦市が県並みの給与表にしていくんだというのは25年ぐらい前から等級も含めて始まったわけです。そういうことからすれば、県並みに支給するんだって話になったって、理屈の上では成り立つわけですが、それはそれとして、県との比較でいえば、既にこれだけ格差があるのですから、今、ここであえて0.07%、219円と言っていました、これの減額をあえてする必要はないと思うのだが、その点について、まずお聞きしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今回の人事院勧告の件ですがけれども、これは私が民間の出身であるから、いろいろ民間の立場も理解できると。それと比べて、公務員はどうだということなのでありましようけれども、現在の景気状況というものは、長年たっても決して先行きが明るい状況は生まれてこない。むしろ、ヨーロッパにおいても新しい火種が出てきている。そういうような状況の中で、日本の経済も非常に厳しく、経済力の向上になかなか結びついていない現在の社会情勢の中で、私たちが市民感情と一緒に思えば、今回の提案の内容についてはやむを得ないと、そう考えております。

景気が回復する中で、マイナス提案ということは考えにくいことですがけれども、景気がよくなって、向上するかということですがけれども、景気が悪くてマイナスになった場合、景気がよくなって市の歳入、市民税の歳入とか、そういうものが向上し得るならば、これはそのときに乗じた考え方であっても差し支えない、そういうふうに考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） そういう立場で提案したというのなら、なぜ特別職のほうの報酬なり本俸なりもさわらないんだと、こう言ってるんですよ。理屈に合わないじゃないですか。市民感情とか、民間との比較だと。それで相当厳しい状況があるんだというのなら、なぜ一般職の本俸までさわって、特別職はさわらないんだと。市長、副市長の場合は、既に減額措置されていて、2月にその時限立法の期日が来ると。微妙なところで、市長は公に引退を表明しているわけですから、2月でいなくなっちゃうんだけど、その場合に、引き継いだ市長が引き続き減額措置をとるのか、あるいは、とらないのか、その辺は未知数でわからないのです。これは新しい市長と質疑のしようがないから、これは3月に譲る以外ないんだけど、現時点で藤平市長がそういうお考えであるならば、逆にいえば、当然、特別職も常勤も本俸までもやると。教育長についてもやると。だから、議会のほうもそれに横並びでぜひやってくれないかということが、当然、議会に対しては申し入れがあり、みずから減額措置を条例提案してくるとというのが筋じゃないですか。

あるいは、そうではなくて、一般職の職員の給与については、この際、さわらないと。来年度以降、どういうふうになっていくか、それはわかりませんが、とにかくこの年末に来て、私は本来、一般職の期末・勤勉手当をさわることも自体にも異論があるんですが、しかし、それはそれとしても、常勤、非常勤を問わず、あるいは一般職、特別職を問わず、全部期末・勤勉をさわるということなんですから、しかし、くどいようですけど、本俸についてだけ一般職までさわるとするのは、どう考えても不当だと。人勤が出たから、必ずそれを尊重するというにはならないと思うんですね。そういう点、どうなんだと。確かに職組は、それはやむを得ず、妥結点を見出さないといけないから、それはそれで合意を得たかもしれないけど、しかし、それと私の主張とは別ですからね。

減額するというのなら年末のいい時期で、これはこの後、議員提案で出てくるわけですから市長云々ではないんだけど、しかし、時期的に計算してみれば、議員の32万円の報酬は減額されて31万3,000円、7,000円のカットになっているのが、これが時限立法でこの12月で切れるわけですね。来年の1月1日から32万円に戻るわけです。市長だって減額措置を5%しているんだが、それは2月で切れるわけですよ。3月以降は、それがもとに戻っちゃう。この際、それらも含めて、議会側と相談しながら、一般職を減額措置をするというのなら、それらも含めてもう一回、提案をし直すということ、ぜひ求めるんですけれども、その点について、再度伺っておきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 特別職の件につきましては、常勤の3人であります。しかも、こういう状況の中で、その仕事の内容というのは非常に複雑になり、かなりの重責を課して頑張ってもらっております。現状においては、妥当であるというふうに考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 妥当だと言うんだから、3回目に幾ら主張しても返ってくる答えは同じだと思うんだけど、今、市長も市民の動向や、あるいは市民の置かれている生活状態をよく見て、それらとの勘案では下げざるを得ないんだと、こう言ってますね。私もそうだと思うんです。でも、この下げ方は納得できません。

今、市民の中で、市長が言っているとおり、どこへ行っても、役所の常勤、非常勤を問わず、

特別職の給与が高過ぎると、そういう声が非常に出てきていることは事実です。しかも、かなり厳しい言い方ですね。そういう点もぜひ踏まえて、再考願いたい。答弁は要りません。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） まず、議案第59号なんですが、先ほど市長から提案理由が述べられましたけれども、聞き漏らした点がありますので、もう一度お聞きしたいんですが、三役に対する影響額が全体で幾らなのか。市長として幾ら、副市長として幾ら、教育長として幾ら、その金額をお聞きしたいと思います。

それと、議案第61号、一般職の給与条例ですけれども、これの第1条の第3項、「法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる」ということで、1号から7号まで、これを定めるということなんですが、この内容について、それでは今まではどうしていたのか。給料から差し引きというのは普通やられていたと思うんですが、今まではどういうふうにされていたのか。そのまた根拠は何なのか、もし現実にその差し引きが行われたとすれば、それをお聞きしたいと思います。

同じく議案第61号なんですが、給料の引き下げ率が、先ほど確か0.07%の引き下げとかお聞きしたんですが、それを確認の意味でもう一度お聞きしたいのと、職員1人当たり平均で幾らの減額になるのか、総額が幾らか、それをお聞きしたいと思います。

これは細かくなりますが、給料表の改正があるわけですが、これは例えば、行政職給料表で各級にわたって1級から7級まであって、その号数が非常に多いんですね。これは行政職給料表で、特に3級、129号ある。これは随分煩雑じゃないかと思うんですが、ちなみに、各級の現実に受給されている方の号数、各級の最高号数を受給されている方は何号を適用されているのか、できたらそれをお伺いしたい。と申しますのは、もし該当者がいないのであれば、こんなに煩雑な給料表をつくらなくてもいいんじゃないか。要するに、号給を少なくして、わかりやすくしたほうがいいんじゃないかという考えがあるものですから、お聞きしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。最初に、影響額についてのご質問ですが、最初の特別職と3番目の一般職の質問が重なりますので、あわせて回答いたします。

初めに、期末手当支給率削減に伴います特別職への影響額でございますが、まず、市長、約17万5,000円、副市長、約14万2,000円、教育長、約13万3,000円となっております。

また、一般職の関係でございますが、まず給料表改定に伴います影響でございます。給料表全体の改定率につきましては0.07%、金額で申し上げますと一月当たり219円。

なお、参考までに、一般会計ベースでの職員年間平均給与額の改定前、改定後について申し上げますと、改定前が531万4,707円、改定後は522万9,448円、影響額は8万5,259円、約1.6%の減額となります。

また、一般職におけます期末・勤勉手当の影響額でございますが、一般会計で平均年齢41歳で約7万6,000円、このような内容でございますが、一般職に関しまして、まとめて全体的な内容で申し上げますと、初めに給料表の改定と現給保障額等の削減の影響でございますが、これがトータルで年間206万9,000円の減額となります。1人当たり算定いたしますと、1人年間約9,000円の影響となります。

また、期末勤勉手当の引き下げ関係におきましては、全体で年間1,873万4,000円の減額、1人

当たりでは年間約7万7,000円の減額となります。

以上、給料表及び期末・勤勉手当を合わせますと、1人当たり平均年間影響額につきましては8万6,000円と見込んでございます。

次に、議案第61号の第1条にかかわるご質問でございますが、第3条に次の1項を加えるという内容で、「地方公務員法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除をすることができる」という規定の整備をしようとするものであります。

この関係につきましては、地方公務員法の趣旨といたしましては、給与支給の原則を設けてございます。3原則ございまして、通貨で、また直接支払い、また金額を全額本人に支払うという3原則があるわけでございますが、それぞれの原則につきまして、一定の特例が認められているところでございます。法令あるいは条例等で定めた場合には、これら特例を設けることは可能となっております。

内容といたしましては、法令に基づくもの、また、そのほか条例で規定するものと分かれるわけでございますが、従来より給料からの差し引き、いわゆるチェックオフにつきましては必要性、会計の期間との事務上のすり合わせ等々、十分行った上で導入をしてきた経緯がございます。給与支払い手続の中で、職員に便宜を図ってきたところでございます。しかしながら、地方公務員法に基づく条例規定という面では、一部そぐわない面がございましたので、今回の条例改正に合わせまして、規定整備をしようとするものでございます。

次に、条例改正にも提案してございます給料表の内容についてのご質問でございますが、各級の適用につきましては、職員の昇給昇格の基準に基づいて運用を図ってきております。また、各号給につきましては、各年の昇給等で運用しているところでございますが、ご質問の号給の数の違いと申しますか、特に3級が多いということにつきましては、3級の主任主事クラスにおけます必要と申しますか、需要がありましたことから、このような現状の号給となっております。

ご質問の中の各級におけます最高号給がどこにあるかというご質問でございますが、まず1級につきましては、現在、97号給用意しているところでございますが、職員の現状での最高号給は58号給となっております。

なお、2級につきましては、現状では101号給になっておりますが、現状の最高号給は63号給でございます。

なお、3級につきましては、現状で129号給を用意してございますが、実際の運用の最高位は116号給でございます。

次に4級でございますが、現状で109号給を用意してございますところ、89号給が最高位でございます。

次に5級でございますが、現在、109号給を用意してございますところ、83号給が現状の最高位でございます。

次に6級でございますが、85号給を用意しているところ、69号給が最高位でございます。

最後に7級でございますが、現状で69号給を用意しておりますところ、最高位は58号給を使用しているところでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） まず1点目は、議案第61号の第1条第3項についてですけれども、今の説明ですと、今まではこの中でも対象になっているものは、既に差し引きしてきているというふうに

受けとめられたんですが、それは根拠というのはなかったと。例えば、職員組合との協定とか、了解のもとに便宜を図ってきた、そういうことでよろしいんですね。

今までがずうっとそういうふうに長年やってきて、何で今回、急にこういう条例整備をしようとしたのか。先ほどですと、そぐわない面があるからという説明もありましたけれども、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。要するに、今までについては職員側との慣例によって、それを実施してきたということですね。それを確認したいと思います。

もう一点最後の給料表の関係ですけれども、恐らく、現在、最高号給を使われている方が退職するまでであれば、年に1号ずつぐらい定期昇給ということで上がっていくんで、それを見越した号数をとってあるというふうに受けとめたいと思います。それはわかりました。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。条例第1条の規定整備の関係でございますが、これがなぜということでございますが、理由につきましては、先ほど申し上げました地方公務員法の特例規定を整備すべきと。法律、あるいは条例にゆだねてございますので、その条例部分について、今回、整備しようとするものでございます。

なお、従来からの差し引き内容につきましては、ここに提案させていただきましたように、メニューがもうございますが、ちなみに、法律等による特例部分にかかわる内容もございまして、例えば、所得税の源泉徴収、地方公務員共済組合の掛け金、同共済組合に対して支払うべき掛け金以外の金額、公務災害補償金による一部負担金、これらにつきましては、地方税法、地方共済法等に基づいて行われるわけでございますが、それと並んで、そのほかの項目について不足がございましたので、この際、条例を規定しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、全国市町村の状況まで把握してございませませんが、さきに国におきまして組合関係のチェックオフについての問題が生じたところ、全国的な調査がございまして、これの集計結果に基づきまして、県、国等から厳格な運用を図るべしという通達等もございします。このことから、今回、この対象となる一般職員の給与条例を改正するに当たりまして、この際、適正に整備して運用を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 最後ですが、これは市長にお伺いいたしますが、前段者がいろいろ質問されて、答弁がなされましたけれども、確認の意味でもう一度お伺いしたいんですが、特別職の給料の特例条例、減額の条例が今、あります。それが2月28日で時限規定が切れるといこうとですけども、念のためにお伺いしたいんですが、その後はどういうふうにするのか。現在の市長のお考えですね。先ほども答弁ありましたけれども、現状でいいのであれば、現在5%削減されますけれども、そのままで行くのか、条例改正を改めてやるのかをお伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） その問題については、新しく市長が就任して、市長の考え、そういうものによって決められることだろうと、そう思います。ですから、私の5%が新任の市長にとって不都合であると。さらにというようなお考えならば、それはまた議会において提案し、皆さんにお諮りをすると、そういうバランスのとれた良識ある判断をご自分の立場でしていただけるものと考えています。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○11番（岩瀬義信君） 先ほど児安議員から、なぜ、特別職をもうちょっといじらないのかという質問がありましたけれども、このことについて、私もなるほどおかしいなというふうに感じまして、ちょうどここに千葉県の特別職等の給料等月額一覧表というのがあるので、それを見ましたところ、勝浦市の市長は76万円、副市長が61万7,500円、そして教育長が57万9,000円という額で出ているんですけども、いろいろとこの近くの市を上の方から見ますと、銚子市の市長が68万8,500円、副市長が60万4,800円、教育長が55万8,000円、茂原市あたりは市長が67万5,000円、教育長が62万円、いすみ市の場合は市長は66万3,000円と、勝浦市よりも安いところが結構あるんですけども、こういうものを見て、市長は、これでもよそと同じなんだと思うのか、どういう気持ちなのか。市長さんもそうですし、あるいはまた、せつかくの機会ですので、副市長、あるいは教育長からもそれぞれの意見をこの際、聞かせていただいて参考にしたいと思っておりますので、まず市長から、これをどう思うか。これでもうちのほうはおかしくないんだと。何でよそよりも高いのかと、そういった点についても教えていただきたいと思ひまして、お願いします。とりあえず、以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 確かに茂原市とか、いすみ市とか、かなり市町村で減額をしているところもあります。私たちの報酬も私が5%をカットしたときに、三役全員そろってカットということにいたしました。そして、その後に報酬審議会に妥当であるかどうか、さらにそれで、なおかつ現状において削減すべき諮問が出るならば、私たちはそれに従う意味で報酬審議会にかけました。その結果が、現状においては、この提示額で妥当であろうという結論を得ております。ですから、現在、私どもは、その報酬審議会の決定に従いながら、なおかつ現状を把握しながら対応すべきであるというふうに考えておりますので、ほかの市がどうであっても、私はさほど、非常にけた外れなものをいただいているというふうには考えておりません。

○議長（板橋 甫君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私の考え方も、ただいま市長から答弁があったとおりでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 私もただいま副市長からありましたように、同じ考えでございますが、ほかに比べまして、特別に高い報酬をもらおうという気持ちは全くありません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○11番（岩瀬義信君） 私はそういうことを聞いているんじゃないですよ。副市長にしても、教育長にしても、市長の考えと同じだという答弁では、この間の法務大臣が言ったことと同じじゃないですか。それだけ答えればいいんですか。そういうものじゃないでしょう。こっちだって真剣に聞いているんですよ。もうちょっと自分の考えだってあるでしょうよ。わずか2万2,000のこの小さなまちで、10万もある茂原と一緒にちっともおかしくないなんていうのは、個人的意見だってあるでしょう。もうちょっとしっかりとした答えをしてくださいよ。納得できないよ。副市長、答えてください。市長のとおりなんてのは、人をばかにしているんじゃないのかい。この間の法務大臣と全く同じじゃないか。2つばかり答えればいい。そんなものじゃないんだよ。しっかりと答えてくださいよ。自分の考えだってあるでしょうよ。お願いします。

○議長（板橋 甫君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私の考えは、先ほど述べたとおり、市長の考え方と同じです。他の市町村の比較を申し上げておりますけれども、給料は一般職にしても特別職にしても、すべて他市が低いから高いからという比較にはならないと思います。ただ、先ほど教育長からも話がございましたけれども、決して高い報酬をいただきたいとか、そういう考えはございません。適正な報酬をいただきたい、そういう考えでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 繰り返しにもなりますけれども、他に比較して特別に高い報酬をもらおうという意図は全くありませんし、適正な報酬を決めていただいて、それで私はよろしいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

〔「よくわかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号ないし議案第61号、以上3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号ないし議案第61号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第60号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第61号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する

条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、発議案を上程いたします。発議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第10号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第11号 勝浦市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。発議者から提案理由の説明を求めます。伊丹富夫議員。

[16番 伊丹富夫君登壇]

○16番（伊丹富夫君） 議長よりご指名がございましたので、ただいま議題となりました発議案第9号から発議案第11号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成22年8月10日の人事院勧告及び10月7日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合について、2.15カ月から1.95カ月に改め、平成23年度からは、6月の期末手当の支給割合を1.95カ月から1.9カ月に改め、12月の期末手当の支給割合を1.95カ月から2.0カ月に改め、年間の期末手当の支給割合を4.1カ月から3.9カ月に改めようとするものであります。

次に、発議案第10号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、議会改革検討委員会の検討結果を踏まえて、去る3月5日に開催された全員協議会においてご承認いただいたものであります。各常任委員会委員の任期を1年から2年に改め、改選後の議員の任期の起算日である平成23年5月11日から適用しようとするものであります。

次に、発議案第11号 勝浦市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、地方自治法第138条の改正に伴い、議会事務局職員の職務について、所要の改正をしようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第9号ないし発議案第11号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第9号ないし発議案第11号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第10号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第11号 勝浦市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもちまして平成22年11月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第59号～議案第61号の総括審議
1. 発議案第9号～発議案第11号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員